

# 【全サービス共通】 業務管理体制の整備について

令和6年度指定障害福祉サービス事業所等に係る集団指導  
鳥取県西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課

## 【趣旨】

障がい者等の人格を尊重するとともに、障害総合支援法及び同法に基づく命令を遵守し、障がい者等のために忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備しなければならない。

## 【届出義務のある事業者の種類】

### 障害者総合支援法に基づく者

- ア. 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- イ. 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

### 児童福祉法に基づく者

- ウ. 指定障害児通所支援事業者
- エ. 指定障害児入所施設
- オ. 指定障害児相談支援事業者

## 【 届出事項 】

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 “ 主たる事業所の所在地 “ 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注3)の氏名、生年月日
事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注4)の概要
事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注3) 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注4) 業務が法令に適合することを確保するための規程

とりねっとHP:届出様式 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/254603.htm>)

## 提出先

事業所等の区分	提出先
①指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課)
②特定支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者等	市町村
③全ての指定事業所等が同一指定都市内に所在する事業者等	指定都市
④全ての指定事業所等(児童福祉法に基づく指定障害児施設を除く)が同一中核市内に所在する事業者等	中核市
⑤①～④以外の事業者等	都道府県